

CAC

第60回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年3月26日（木曜日）午前10時
受付開始 午前9時30分

開催場所

東京都中央区日本橋箱崎町24番1号
日本橋箱崎ビル1階ポッチャコート
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

株主総会にご出席の株主様への来場記念品（お土産）は
ご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 CAC Holdings

証券コード 4725

株主の皆さまには平素より格別のご支援並びにご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。

ここに第60期（2025年度：2025年1月1日から2025年12月31日まで）の定時株主総会招集ご通知をお届けし、株主総会の議案及び事業の状況をご説明申し上げますので、ご覧くださいますよう、お願い申し上げます。

当社グループは、「世界をフィールドに先進のICTをもって新しい価値を創造する」を企業理念としております。

生成AIをはじめとする先端技術の急速な進化により、社会や産業の在り方が根本から問い直されています。このような環境下、従来のシステムインテグレーターとしての枠組みを超えて、当社グループの役割や価値も大きく変化しつつあります。持続的に成長し続ける企業となるために、「CAC Vision 2030：テクノロジーとアイデアで、社会にポジティブなインパクトを与え続ける企業グループへ」を掲げ、グループ一丸となって取り組んでおります。

2030年もその先も、社会のニーズを常に汲み取りながら先進のテクノロジーとアイデアで新しい価値を創造し続けることで、社会に必要とされる存在であり続けたいと考えております。

今後とも皆さまの変わらぬご支援を宜しくお願いいたします。

2026年3月



代表取締役社長
西森 良太

証券コード 4725
2026年3月10日
(電子提供措置の開始日2026年3月4日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋箱崎町24番1号
株式会社CAC Holdings
代表取締役社長 西 森 良 太

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第60回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.cac-holdings.com/ir/soukai.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

株主の皆さまにおかれましては、開催日時点でのご自身の健康状態をご考慮のうえ、本株主総会につきましては、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただくこともご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、次のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月25日(水曜日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送(書面)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、6頁から7頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋箱崎町24番1号
日本橋箱崎ビル1階ポッチャコート
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第60期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第60期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類も併せてご送付しております。
- (2) 電子提供措置事項につきましては、2頁に記載の当社ウェブサイト又は東京証券取引所ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りしております。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりませんが、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- (3) 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
また、インターネットにより、複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (4) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (5) 代理人により議決権を行使される場合は、当社定款第15条の定めに基づき、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。代理人は株主様ご本人の議決権行使書用紙と代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

以上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 3. 株主様でない代理人及びご同僚の方など、株主様以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席されない場合

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



行使期限 2026年3月25日（水曜日）午後5時30分必着

インターネット等による議決権行使

後記（6頁～7頁）のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。



行使期限 2026年3月25日（水曜日）午後5時30分まで



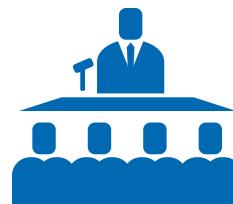
スマートフォンをご利用の株主様

議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取る方法による議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。

株主総会にご出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2026年3月26日（木曜日）午前10時



インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

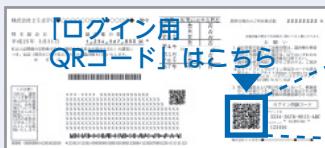
2026年3月25日（水曜日）
午後5時30分まで



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。



2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択



画面の案内に従って
行使完了です。

機関投資家の皆さまへ

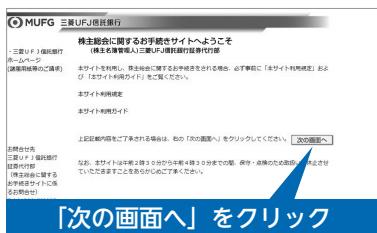
株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

*QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

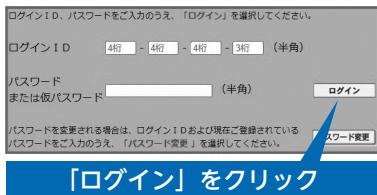


ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



2. お手元の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



ご注意事項

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

サイトの取り扱い時間について

- 毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

 0120-173-027

(通話料無料、受付時間：午前9時～午後9時)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を重要な経営課題と位置付けており、本中期経営計画期間（2022年12月期～2025年12月期）の2年目以降においては株主還元の姿勢をより明確にするため、配当金額は自己資本配当率（DOE）5%水準を目指すことを基本方針とし、各期の業績や経済情勢も勘案しながら決定してまいります。この方針に基づき、第60期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき50円
総額873,914,050円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年3月27日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。なお、各取締役候補者は、指名委員会への諮問に基づき取締役会で取締役候補者として決定いたしました。

候補者 番号		氏名	性別	地位	担当	当事業年度における 取締役会への出席状況 (出席率)
1	再任	にし もり りょう た 西 森 良 太	男性	代表取締役社長		18回中18回に出席 (100%)
2	再任	さ こう あき ひこ 酒 匂 明 彦	男性	取締役会長		18回中18回に出席 (100%)
3	再任	さ べっ とう ひろ とも 佐 別 當 宏 友	男性	取締役兼執行役員	コアICT担当	14回中14回に出席 (100%)
4	再任	まつ お み か 松 尾 美 香	女性	取締役		18回中18回に出席 (100%)
5	再任	おお つき ゆ き 大 槻 友 紀	女性	取締役		18回中18回に出席 (100%)
6	再任	わた なべ たつ お 渡 邊 龍 男	男性	取締役		18回中18回に出席 (100%)
7	再任	はら だ たつ や 原 田 達 也	男性	取締役		18回中17回に出席 (94.4%)

(注) 佐別當宏友氏の取締役会への出席状況は、取締役就任後に開催された回数であります。

候補者
番号

1

にし もり りょう た
西 森 良 太

(1967年12月18日生)

再 任

所有する当社の株式の数
普通株式

78,636株

・略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年4月 株式会社コンピュータアプリケーションズ（現株式会社CAC Holdings）入社
2007年7月 当社経営企画部長
2009年4月 当社執行役員金融ビジネスユニット 副ビジネスユニット長
2011年1月 CAC AMERICA CORPORATION Director & President & TREASURER
2014年4月 株式会社シーエーシー転籍
2014年7月 Accel Frontline Limited（現 Inspirisys Solutions Limited） President
Strategic Initiatives
2016年1月 株式会社シーエーシー執行役員
2016年3月 当社取締役
株式会社シーエーシー取締役兼執行役員
2016年4月 当社取締役 経営管理部、経営企画部、未来企画部担当
2018年1月 当社取締役 シーエーシー担当
株式会社シーエーシー代表取締役社長
2019年1月 当社取締役兼執行役員 コアICT領域担当
2019年3月 当社常務執行役員 コアICT領域担当
2020年3月 当社取締役兼専務執行役員 コアICT領域担当
2021年1月 当社代表取締役社長（現任）
2025年1月 株式会社シーエーシー取締役会長（現任）

候補者
番号

2

さ こう あき ひこ
酒 匂 明 彦

(1960年6月15日生)

再 任

所有する当社の株式の数
普通株式

86,676株

・略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 株式会社コンピュータアプリケーションズ（現株式会社CAC Holdings）入社
1999年4月 当社金融システム第一事業部長
2000年3月 当社執行役員SI事業本部金融システム第一事業部長
2005年3月 当社取締役兼執行役員経営統括本部長
2008年3月 当社取締役兼常務執行役員経営企画本部長
2011年1月 当社代表取締役社長
2014年4月 株式会社シーエーシー代表取締役社長
2021年1月 当社代表取締役会長
2023年3月 当社取締役会長（現任）
2023年6月 全国情報サービス産業企業年金基金理事長（現任）

《重要な兼職の状況》
全国情報サービス産業企業年金基金理事長

候補者
番号

3

さ べつ とう ひろ とも
佐別 當 宏 友

(1974年6月21日生)

再 任

所有する当社の株式の数
普通株式

15,626株

・略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年4月 株式会社シーエーシー（現株式会社CAC Holdings）入社
2014年1月 当社経営企画部長
2014年4月 株式会社シーエーシー転籍
2016年4月 同社業務担当執行役員
2023年1月 当社執行役員 経営統括副担当
2023年3月 株式会社シーエーシー取締役兼業務担当執行役員
2024年3月 当社執行役員 コアICT担当
2025年1月 株式会社シーエーシー代表取締役社長（現任）
2025年3月 当社取締役兼執行役員 コアICT担当（現任）

《重要な兼職の状況》

株式会社シーエーシー代表取締役社長

候補者
番号

4

まつ お み か
松 尾 美 香

(1961年5月29日生)

再 任

所有する当社の株式の数
普通株式

0株

・略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年6月 シティバンク、エヌ・エイ グローバル コンシューマー バンク ジャパン クオリティディレクター&オーガニゼーションラナーニングディレクター
2001年9月 JPMorgan・チェース アジアパシフィック マスターブラックベルト シックスシグマ ソリューションズ
2002年8月 株式会社東京スター銀行人事部長
2008年8月 ムーディーズ・ジャパン株式会社ヘッドオブアジアパシフィック ヒューマンリソース兼シニア・バイスプレジデント
2010年4月 株式会社東京スター銀行執行役員 チーフオブスタッフ
2011年9月 チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社（現AIGジャパン・ホールディングス株式会社）執行役員兼チーフ・ヒューマン・リソース・オフィサー
2018年1月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社取締役執行役員兼チーフ・ヒューマンリソース・オフィサー
2020年2月 アサヒグループホールディングス株式会社顧問（現任）
2021年3月 当社取締役（現任）
2022年3月 株式会社船場社外取締役 監査等委員（現任）
2024年3月 マニユライフ生命保険株式会社社外取締役（現任）
2025年1月 特定非営利活動法人東京英語いのちの電話理事（現任）
2025年6月 株式会社セブン銀行社外取締役（現任）

《重要な兼職の状況》

アサヒグループホールディングス株式会社顧問
株式会社船場社外取締役 監査等委員
マニユライフ生命保険株式会社社外取締役
株式会社セブン銀行社外取締役

候補者
番号

5

おお つき ゆ き
大 槻 友 紀

(1986年2月9日生)

再 任

所有する当社の株式の数
普通株式

0株

・ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2011年4月 株式会社日立製作所ひたちなか総合病院研修医
2012年4月 東京医科歯科大学医学部附属病院研修医
2013年4月 株式会社東芝専属産業医
2015年4月 東京医科歯科大学医学部附属病院皮膚科医員
2015年4月 東京ビジネスサービス株式会社専属産業医（現任）
2015年7月 湘南藤沢徳洲会病院皮膚科医員
2015年12月 株式会社Labo Metrica取締役（現任）
2017年8月 東京医科歯科大学医学部附属病院皮膚科助教
2018年9月 草加市立病院皮膚科医長
2021年3月 当社取締役（現任）
2023年1月 株式会社Medical Perch代表取締役（現任）

《重要な兼職の状況》

東京ビジネスサービス株式会社専属産業医
株式会社Medical Perch代表取締役

候補者
番号

6

わた なべ たつ お
渡 邊 龍 男

(1964年6月11日生)

再 任

所有する当社の株式の数
普通株式

0株

・ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 住友生命保険相互会社入社
2004年2月 有限会社ソレイルソウル取締役（現任）
2004年6月 株式会社オールアバウト常勤監査役
2012年10月 一般社団法人オープンイノベーション促進協議会理事（現任）
2014年6月 株式会社オールアバウトライフマーケティング監査役（現任）
2016年3月 株式会社ワイヤレスゲート社外取締役 監査等委員（現任）
2016年8月 株式会社星野社外取締役
2020年6月 株式会社インターネットインフィニティー監査役（現任）
2020年6月 株式会社セルム社外取締役
2021年3月 株式会社ORJ社外取締役
2023年3月 当社取締役（現任）
2023年6月 株式会社オールアバウト社外取締役 監査等委員（現任）
2023年6月 株式会社セルム社外取締役 監査等委員（現任）

《重要な兼職の状況》

株式会社ワイヤレスゲート社外取締役 監査等委員
株式会社インターネットインフィニティー監査役
株式会社オールアバウト社外取締役 監査等委員
株式会社セルム社外取締役 監査等委員

はら だ たつ や
原 田 達 也

(1972年6月14日生)

再 任所有する当社の株式の数
普通株式**0株**

・ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年4月	日本学術振興会特別研究員 (PD)
2001年9月	カーネギーメロン大学客員研究員
2001年12月	東京大学 大学院情報理工学系研究科助手
2006年4月	東京大学 大学院情報理工学系研究科講師
2009年4月	東京大学 大学院情報理工学系研究科准教授
2013年4月	東京大学 大学院情報理工学系研究科教授
2016年10月	理化学研究所 革新知能統合研究センター チームディレクター (現任)
2017年11月	国立情報学研究所 医療ビッグデータ研究センター客員教授 (現任)
2019年9月	東京大学 先端科学技術研究センター教授 (現任)
2023年3月	当社取締役 (現任)
2023年8月	理化学研究所 理事長補佐 (現任)

《重要な兼職の状況》

東京大学 先端科学技術研究センター教授
理化学研究所 理事長補佐及び革新知能統合研究センター チームディレクター
国立情報学研究所 医療ビッグデータ研究センター客員教授

- (注) 1. 松尾美香氏の戸籍上の氏名は関口美香であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 西森良太氏は、本総会当日までに株式会社シーエーシーの取締役会長を退任する予定です。
4. 松尾美香氏、大槻友紀氏、渡邊龍男氏及び原田達也氏は、社外取締役候補者であります。
5. 松尾美香氏は、人事部門を担当する経営者としてのご経験を豊富に有されており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスをいただき、適切な役割を果たしています。当社は、その経験・能力から、当社の取締役会の意思決定に係る助言等を期待して、社外取締役候補者として推薦するものであります。なお、松尾美香氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
6. 大槻友紀氏は、産業医として職場環境の整備、メンタルヘルス対策等に関するご経験を豊富に有されており、健康経営の推進への助言をいただいているほか取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスをいただき、適切な役割を果たしています。当社は、その経験・能力から、当社の取締役会の意思決定に係る助言等を期待して、社外取締役候補者として推薦するものであります。なお、大槻友紀氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
7. 渡邊龍男氏は、長年企業経営等のご経験を豊富に有されており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスをいただき、適切な役割を果たしています。当社は、その経験・能力から、当社の取締役会の意思決定に係る助言等を期待して、社外取締役候補者として推薦するものであります。なお、渡邊龍男氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
8. 原田達也氏は、主に先端技術の専門家としての高い見識を基に、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスをいただき、適切な役割を果たしています。当社は、その経験・能力から、当社の取締役会の意思決定に係る助言等を期待して、社外取締役候補者として推薦するものであります。なお、原田達也氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
9. 当社と社外取締役松尾美香氏、大槻友紀氏、渡邊龍男氏及び原田達也氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が再任された場合、当該契約は継続されます。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。
10. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2026年4月に更新する予定です。当該保険により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金が填補されます。ただし、被保険者の故意又は重大失に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
11. 当社は、松尾美香氏、大槻友紀氏、渡邊龍男氏及び原田達也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏が再任された場合、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

(ご参考)

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合、今回非改選となる監査役を含めて、当社の取締役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることになります。

氏名	企業経営	ファイ ナンス	法務/ リスク/ ガバナンス	IT/ 技術動向/ 製品	グローバル経験	人事/ 人材育成/ 健康経営	社会/ 環境/ サステナビリティ	事業開発/ 営業/ マーケティング
西森 良太	●			●	●	●	●	●
酒匂 明彦	●				●	●	●	●
佐別當 宏友	●			●				●
松尾 美香					●	●	●	
大槻 友紀						●	●	
渡邊 龍男	●	●	●					
原田 達也				●				
川真田 一幾				●				●
丹野 伸寿						●		●
本多 広和			●		●			
石野 雄一	●	●			●			●

第3号議案 大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新の件

当社は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（いずれも予め当社取締役会が同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を為そうとする特定株主グループを「当該買付者」といいます）が一定の合理的なルールに従って行われることにより、株主の皆さまに十分な情報が提供され、不適切な買収により当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止して、企業価値の向上に資することになるとの観点から、2023年3月29日開催の第57回定時株主総会において、当社株券等の「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新の件」につき、ご承認をいただいておりますが、本対応方針は本総会終了の時をもって有効期間が満了いたします。

そこで当社では、現方針の有効期間満了に先立ち、現方針導入後の情勢変化、法令等の改正等を踏まえて、その更新の是非及び内容変更の要否について検討いたしました。その結果、本総会において株主の皆さまの承認をいただくことを条件に、現方針をさらに3年間更新することといたしたいと存じます。

本議案の本総会への提出に関しては、社外取締役4名を含む取締役7名全員及び社外監査役2名を含む監査役4名全員が同意しております。

注1：特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます）の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます）又は買付等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます）を行う者とその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます）及び特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます）を意味します。

注2：議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式の議決権数とします。

1. 本対応方針導入の目的

大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には株主の皆さまのご判断に委ねられるべき事項と考えますが、そのためには買付提案に関する十分な情報やそれを評価するための相当な時間が株主の皆さまに提供される必要があると考えております。そのように考える理由は以下のとおりであります。

当社グループは情報化戦略の立案、システム構築、システム運用管理などのITサービスを主たる事業としており、顧客企業各々の情報システムのニーズに合致したサービスを継続的に提供しております。その結果として特定の企業並びにその属する業界において多くの業務経験を積み、特有の業務知識・ノウハウを習得したことで、顧客企業から高い評価をいただき、信頼関係を継続しております。そのことこそが、同業他社との競争において、当社グループの重要な強みとなっており、同時に当社グループの企業価値の源泉となっていると認識しております。したがって、各顧客企業と当社との関係性への十分な理解なくして、当社グループの企業価値や買付提案の妥当性を判断するのは容易でない場合があります。

そのため、当該買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆さまに適切に判断いただくためには、当該買付者及び当社取締役会の双方から、上記のような事業の背景を踏まえた今後の経営

方針、事業計画に加え、特に顧客あるいは業界という側面での営業方針・政策などについての適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であります。

また、大規模買付行為によって株主の皆さまが不測の不利益を被ることを防止し、場合によっては取締役会が株主の皆さまの利益のために買付提案の改善を当該買付者に要求する、あるいは代替案を提示するためのルールが必要であると考えております。

当社はこのような基本的な考え方のもとで、以下のとおり大規模買付行為に関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます)を設定するものであります。

2. 大規模買付ルールの内容

(1) 当該買付者は、大規模買付行為の実施前に取締役会に対して、株主の皆さま及び取締役会の判断のために十分な情報(以下「本件必要情報」といいます)を提供するものとし、その内容は以下のとおりであります。

- ① 当該買付者の概要(当該買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等を含みます)
- ② 大規模買付行為の目的及び内容
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠
- ④ 買付資金の存在を根拠づける資料
- ⑤ 当社の経営に参画した後、向こう5年間に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

本件必要情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、当該買付者は大規模買付行為を行う前に先ず当社代表取締役宛に、当該買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の内容を明示し、大規模買付ルールに従う旨を記載した意向表明書を提出するものとし、

当社は、意向表明書を受領後10営業日以内に、当該買付者から当初提供していただくべき本件必要情報のリストを当該買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分であると認められる場合は、十分な本件必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

大規模買付行為があった事実及び当社取締役会に提供された本件必要情報は、株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合は、取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

(2) 取締役会は、当社の要請に基づく本件必要情報の全てを当社が受領した翌日から起算して、60日(買付の対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社株式全部の買付の場合)又は90日(その他の場合)以内の期間をもって、大規模買付行為を評価、検討、交渉、意見形成のために必要な期間(以下「取締役会検討期間」といいます)とし、当該買付者は取締役会検討期間中大規模買付行為を開始しないものとします。

また、取締役会は、取締役会検討期間中、当該買付者から提供された本件必要情報を検討し、取締役会としての意見をとりまとめ公表いたします。

3. 対応

(1) 当該買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

もし当該買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、取締役会は、当該買付提案に対する反対意見を表明したり、代替案を提案して株主の皆さまを説得したり、その他の適法かつ相当な対応をとることがありますが、原則として3(2)①又は3(2)②に記載した対抗措置をとりません。ただし、たとえば大規模買付ルールが遵守されても大規模買付行為が株主の皆さまの利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合として別添1の記載事項に該当する場合は、株主の皆さまの利益を守るために、3(2)①又は3(2)②に記載した対抗措置をとる場合があります。

また、当社取締役会は、対抗措置を発動するに際し、特別委員会が株主意思の確認を得るべき旨を勧告した場合又は当社取締役会が株主意思の確認を得るべきと判断した場合には、株主総会を招集し、対抗措置に関する当社株主の皆さまの意思を確認することができるものとします。当社取締役会は、かかる株主意思確認のための株主総会の決議に従うものとし、当該株主総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が否決された場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。株主意思の確認を求める場合、当該買付者は、当社株主の皆さまの意思を確認し、当社による対抗措置の発動・不発動が決定されるまで、大規模買付行為は開始しないものとします。

(2) 当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、取締役会は株主の皆さまの利益を守ることを目的として、以下の具体的対抗策のうち、取締役会が適切と判断する措置をとることができるものとします。なお、実際に新株予約権を発行する場合には、一定割合以上の当社の株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

① 新株予約権の無償割当て

ア. 新株予約権の割当てを受ける者及び割当てする新株予約権の数

取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の所有する当社普通株式を除く)1株につき1個の割合で新株予約権を割当てるものといたします。

イ. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的たる株式の数は新株予約権1個当たり1株といたします。

ウ. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、取締役会が別途定める割当期日における当社の最終の発行済株式総数(ただし、当社の有する当社普通株式を除く)に相当する数とします。

エ. 新株予約権の発行価額

無償といたします。

オ. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株当たり1円を下限とし時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で取締役会が定める額といたします。

カ. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものといたします。

キ. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、取得条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものといたします。

② その他の対抗策

①によることが妥当でないと判断される場合で大規模買付行為に対する対抗策を実施する場合は、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置のうち大規模買付行為に対する対抗策として適法かつ相当と認められる措置をとるものといたします。

(3) 対抗措置発動後の停止

取締役会は、本対応方針に基づき大規模買付行為に対する対抗策を実施することを決定した場合であっても、当該買付者が大規模買付行為を中止した場合や大規模買付ルールを遵守することに同意するなど3(1)(2)に記載する対抗策の発動要件が解消されたと取締役会が判断した場合は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止を決定することがあります。

(4) 特別委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するために、社外取締役、社外監査役並びに必要なに応じて選任される社外有識者で構成される特別委員会を設けます。

取締役会は、3(2)①又は3(2)②に記載した対抗措置をとるか否か及び対抗措置の停止その他重要な判断について必ず特別委員会の勧告を経るものとし、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

また、特別委員会の招集権限は、当社代表取締役のほか、各委員も有するものとし、その招集が確実に行われるようにします。なお、特別委員会の概要は別添2のとおりであります。

(5) 本対応方針の見直し及び有効期間

取締役会は、関係法令の整備等を踏まえ、本対応方針を随時見直すものとします。

また、本対応方針の有効期間は2029年3月に開催予定の当社の第63回定時株主総会終結の時までとします。

なお、本対応方針は、その有効期間中であっても、株主総会又は取締役会において廃止する旨の決議がなされた場合は、その時点で廃止されるものとします。

4. 発動時に株主・投資者に与える影響等

(1) 発動時に株主・投資者に与える影響

大規模買付行為に対して対抗措置を講じることを決定した場合は、法令及び証券取引所規則等に則って適時適切な開示を行い、また、当該買付者以外の株主、投資者に不利益を与えることのないよう適切な配慮をします(ただし、株主の皆さまが以下(2)の手續に従うことを前提とします)。

なお、3(3)に記載のとおり、取締役会決議により対抗措置の発動を停止することがあります。取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当てを決議した後において、この発動を停止した場合又は無償割当てがなされた新株予約権の全てを当社が無償取得する場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じません。したがって、希釈化が生じることを前提として当社株式の売買等の取引を行った株主、投資者は、株価の変動等により相応の損害を被る可能性があります。

(2) 発動に伴って必要となる株主の皆さまの手續

対抗措置を講じる場合に株主の皆さまは、以下の手續をとらない場合は株式持分の希釈化の不利益を受けます。

(新株予約権の発行の場合)

別途公告する基準日までに名義書換を完了し、引受に関わる意思表示と行使手續(行使価額相当額の払込等)を行っていただく必要があります。

5. 本対応方針の合理性

本対応方針は当社株式の大規模買付行為に対し、株主の皆さまが判断するのに必要な情報と時間を確保するためのルールを設定し、当該買付者がこのルールを遵守しない場合や大規模買付行為が株主の皆さまの利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合に対抗措置を講ずることを定めたものでありますので、以下のとおり株主の皆さまの共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針との適合性

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が定める三原則、すなわち①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則を充足しているものと考えております。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」の内容にも十分配慮したものとなっているものと考えております。

なお、当社の取締役会では社外取締役の比率が取締役7名中4名であり、社外取締役の比率が過半数となっております。

(2) 株主意思の反映

本対応方針は、上記3(5)「本対応方針の見直し及び有効期間」に記載のとおり、本定時株主総会における株主の皆さまからのご承認をもって発効し、その有効期間は、2029年3月開催予定の当社の第63回定時株主総会終結の時までとしております。また、当社取締役の任期は定款上1年であり、上記3(5)「本対応方針の見直し及び有効期間」に記載のとおり、本対応方針は取締役会決議による廃止が可能ですので、たとえ本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役の選任を通じて株主の皆さまの意思が反映されていると考えております。さらに、上記3(5)「本対応方針の見直し及び有効期間」に記載のとおり、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議により廃止することが可能とされております。以上のとおり、本対応方針は株主の皆さまの意思が最大限反映されることとなっております。

(3) 独立性の高い者による判断の最大限の尊重

上記3(4)「特別委員会の設置」に記載のとおり、本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するために、社外取締役、社外監査役並びに必要なに応じて選任される社外有識者で構成される特別委員会を設け、本対応方針を発動するか否か等の重要な判断について必ず特別委員会の勧告を経るものとし、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

また、特別委員会運営規程に記載のとおり、特別委員会は証券会社等の外部の専門家に対して当社の費用負担で専門的な助言を求めることができます。

このように、本対応方針の発動にあたっては独立性の高い者による判断を最大限尊重する仕組みが確保されています。

(4) 客観的要件の設定

上記3(1)(2)に記載のとおり、本対応方針は、対抗措置の発動を、当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や大規模買付ルールを遵守していたとしても大規模買付行為が株主の皆さまの利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合に限定しています。このように、本対応方針では、予め定めた合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置を発動することができないとすることで、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

(5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記3(5)「本対応方針の見直し及び有効期間」に記載のとおり、本対応方針は、いつでも当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではございません。

また、当社取締役の任期は定款上1年であり、また当社は取締役の任期に差を設ける期差任期制も採用しておりませんので、本対応方針は、いわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもございません。

(別添1)

大規模買付行為が株主の皆さまの利益を著しく損なうと取締役会が判断する場合とは、具体的には以下のいずれかに該当する場合です。

1. 下記に掲げる行為により、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付である場合
 - (1) 真に企業経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせる目的で株券等の買付を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
 - (2) 会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権・ノウハウ・企業秘密情報・主要取引先や顧客等を当該買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株券等の買付を行っている場合
 - (3) 会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買取者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株券等の買付を行っている場合
 - (4) 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株価の高値売り抜けをする目的で株券等の買付を行っている場合
2. 強圧的二段階買付（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付を行うことをいいます。）等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
3. 買付の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、又は買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他のステークホルダーに対する方針等を含みます。）が当社の企業価値に照らして不十分又は不適当な買付である場合
4. 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先その他のステークホルダーとの関係を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付である場合
5. その他、上記1から4までに準じる場合で、①当社の株主の皆さまの利益を著しく損なうおそれがあると客観的かつ合理的に判断される場合であって、かつ、②当該時点で対抗措置を発動しない場合には、株主の皆さまの利益が著しく損なわれることを回避することができないか、又はそのおそれがあると判断される買付である場合

(別添2)

特別委員会の概要

一 特別委員会運営規程
(設置)

第1条 特別委員会は、取締役会の決議により設置される。

(構成)

第2条 特別委員会の委員は、3名以上とする。

2 特別委員会は、以下各号の委員によって構成されるものとし、取締役会が委員を選任する。

(1) 1名以上の社外取締役

(2) 1名以上の社外監査役

(3) 当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者であって、当社取締役会によって指名された者（原則として、弁護士、公認会計士等の専門家、学識者、金融商品取引に精通する者、又は、企業経営経験者、企業経営専門家等とする）

3 委員の追加の必要がある場合、取締役会が独自の判断で候補者を決定する他、特別委員会は取締役会に対して候補者を推薦することができるものとし、かかる推薦があったとき、取締役会は推薦内容を検討するものとする。

4 取締役会は、委員の中から1名を特別委員会委員長に選任し、また、委員の中から1名を特別委員会委員長の職務代行者に選任する。

(任期)

第3条 委員の任期は以下各号のとおりとし、重任を認めるものとする。

- (1) 社外取締役及び社外監査役である委員
各々の取締役又は監査役としての任期と同じとする。
- (2) 社外有識者である委員
選任後3年とする。

(役割)

第4条 特別委員会は、取締役会の要請に応じて、原則として以下各号の事項について、勧告内容を決定し、その理由を付して取締役会に対して勧告するものとし、取締役会は、当該勧告を最大限尊重して最終的な決定を行う。

- (1) 買収への対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行うこと
 - (2) 買収提案者との事後交渉に基づいて、新株予約権の取得、発行中止を行うこと
 - (3) 前二号に準じる重要な事項
 - (4) その他、取締役会が特別委員会に勧告を求める事項
- 2 特別委員会は、決定に際して、買収提案者や買収提案の内容等について十分な情報を取得するよう努めるものとする。
- 3 特別委員会は、証券会社、投資銀行、弁護士、公認会計士、その他の外部の専門家に対して、検討に必要な専門的助言を求めることができるものとし、その費用負担は当社とする。
- 4 委員は、決定を行うにあたって、当社の企業価値に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

(招集)

第5条 特別委員会は、代表取締役（代表取締役に事故ある場合は取締役会が指名した取締役）及び各委員がこれを招集する。
（定定数、決議の要件、議長、オブザーバー）

第6条 特別委員会は、特別利害関係者を除く全委員が出席することによって成立し、その決議は出席した委員（特別利害関係者を除く）の過半数をもってこれを行うものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合、特別委員会は、特別利害関係者を除く全委員の2分の1以上が出席することによって成立し、その決議は出席した委員（特別利害関係者を除く）の過半数をもってこれを行うものとする。

- 2 特別委員会の議長は、委員長がこれを務めるものとし、委員長に事故あるときは職務代行者がこれを務める。
- 3 決議の対象である買収案件に関して特別な利害関係を有する委員は、決議の議決権を有しないものとする。
- 4 以下各号の者は、議決権を持たないオブザーバーとして特別委員会に出席できる。
 - (1) 代表取締役（代表取締役に事故ある場合は取締役会が指名した取締役）
 - (2) 代表取締役が出席を必要と認める者
 - (3) 特別委員会が出席を必要と認める者

(事務局)

第7条 特別委員会には事務局を置き、経営管理部長がこれにあたる。

(改訂)

第8条 この規程の改訂は、特別委員会の諮問を経て、取締役会がこれを行う。

以上

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年1月1日～2025年12月31日）の売上高については、2024年12月期第1四半期連結累計期間に新規連結した子会社の寄与があったものの、特定顧客の内製化による減収の影響や大型案件の収束等により、前年同期比2.8%減少の505億88百万円となりました。営業利益については、減収に加え、成長基盤の醸成に向けた人的資本投資を継続したこと等から、同24.0%減少の25億80百万円となりました。経常利益は同28.8%減少の23億92百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は投資有価証券売却益を特別利益に計上したこと等により、同5.7%増加の32億71百万円となりました。また、当社グループが重要な経営指標としている調整後EBITDA（営業利益+減価償却費+のれん償却費+株式報酬費用）は、同16.6%減少の38億13百万円となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりです。売上高につきましては、外部顧客への売上高を表示しています。利益につきましては、調整後EBITDAの数値を記載しています。

企業集団のセグメント別売上高

(単位：百万円)

	第59期（2024年度）		第60期（2025年度）		前年度比	
	売上高	構成比	売上高	構成比	金額	増減率
国内IT	39,328	75.5%	37,282	73.7%	△2,046	△5.2%
海外IT	12,734	24.5%	13,306	26.3%	571	4.5%
合計	52,063	100.0%	50,588	100.0%	△1,474	△2.8%

企業集団のセグメント別調整後EBITDA

(単位：百万円)

	第59期（2024年度）		第60期（2025年度）		前年度比	
	調整後EBITDA	利益率	調整後EBITDA	利益率	金額	増減率
国内IT	4,038	10.3%	4,093	11.0%	55	1.4%
海外IT	1,723	13.5%	1,828	13.7%	105	6.1%
調整額	△1,191	-	△2,108	-	△917	-
合計	4,570	8.8%	3,813	7.5%	△756	△16.6%

<国内IT>

前年にM&Aによりグループに加わった国内新規連結子会社の寄与があったものの、特定顧客における内製化の影響や、大型案件の収束等により、売上高は372億82百万円（前年同期比5.2%減）となりました。調整後EBITDAは、減収影響を受けつつも、新規連結子会社の通期業績寄与、組織改編に伴うR&D・新規事業関連費用の移管等により、40億93百万円（同1.4%増）となりました。

<海外IT>

為替変動の影響による減収要因や、米国および英国子会社における一部顧客向け案件の縮小等があったものの、インド子会社の伸長等により、売上高は133億6百万円（前年同期比4.5%増）となりました。調整後EBITDAは、増収の影響等により18億28百万円（同6.1%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、4億29百万円で、その主なものは、自社利用目的のソフトウェア構築等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中において特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当連結会計年度中において特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当連結会計年度中において特記すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度中において特記すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

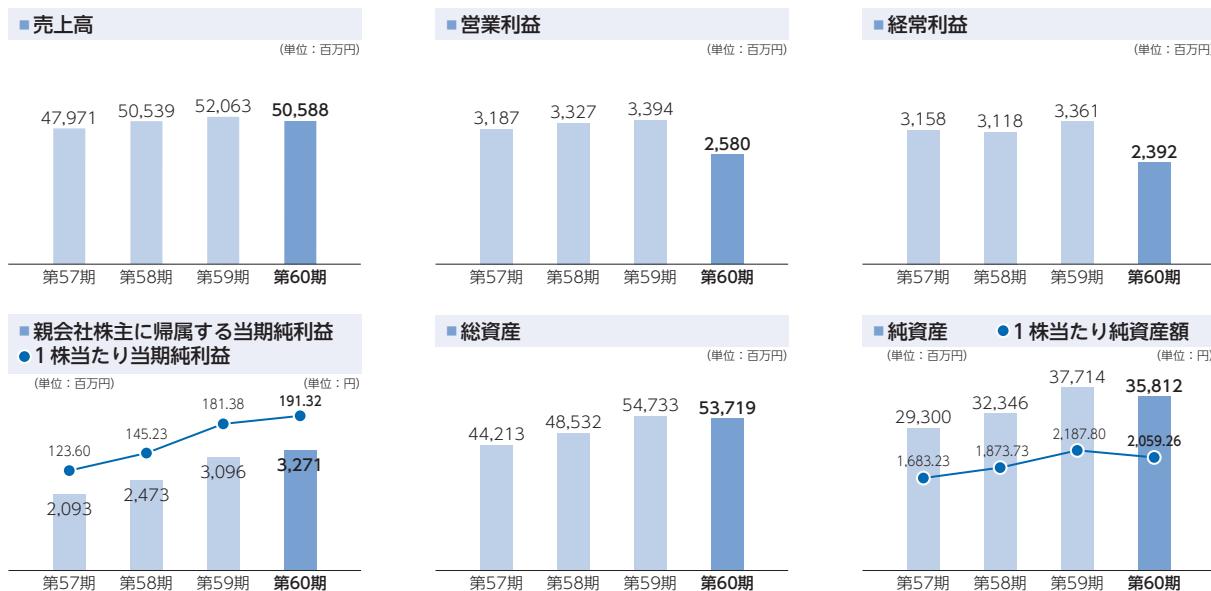
当社連結子会社である株式会社シーエーシーは、株式会社インキュリッド・コンサルティングの全株式を2025年11月12日付で取得し、子会社化しました。

また、当社連結子会社である株式会社シーエーシーは、株式会社レコモットの全株式を2025年11月21日付で取得し、子会社化しました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 57 期 (2022年12月期)	第 58 期 (2023年12月期)	第 59 期 (2024年12月期)	第 60 期 (当連結会計年度 (2025年12月期))
売上高 (百万円)	47,971	50,539	52,063	50,588
営業利益 (百万円)	3,187	3,327	3,394	2,580
経常利益 (百万円)	3,158	3,118	3,361	2,392
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,093	2,473	3,096	3,271
1株当たり当期純利益 (円)	123.60	145.23	181.38	191.32
総資産 (百万円)	44,213	48,532	54,733	53,719
純資産 (百万円)	29,300	32,346	37,714	35,812
1株当たり純資産額 (円)	1,683.23	1,873.73	2,187.80	2,059.26

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数(自己株式を除く)に基づいて算出しております。なお、株式給付信託(J-ESOP)に残存する当社株式を、控除する自己株式数に含めております。



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の比率	主な事業内容
株式会社シーエーシー	百万円 400	% 100.0	システム構築、システム運用管理、BPOサービス
Inspirisys Solutions Limited	百万印ルピー 396	% 69.9	ITインフラストラクチャサービス、ソフトウェアサービス、製品保証サービス
PT Mitrais	千インドネシアルピア 10,100,000	% 99.8	ソフトウェア製品の販売・メンテナンス、ソフトウェア開発受託サービス

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社3社を含む22社であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、変化が激しい事業環境を踏まえ、短期的な変動に左右されず、持続的な成長を目指すため、CAC Vision 2030「テクノロジーとアイデアで、社会にポジティブなインパクトを与え続ける企業グループへ」を策定し取り組んでおります。CAC Vision 2030では、CACグループにおけるAIやIoT等のデジタル技術やデータを活用したソリューションにより人ならではの多様な想像力や創造力を引き出し、社会課題の解決につなげていくことを想定しています。そしてこのようなポジティブなインパクトを与えるデジタルソリューションを継続的に創出・成長させることで、高収益・高成長の企業グループとなることを目指していくものです。

CAC Vision 2030の実現に向けた期間を、2022年度～2025年度までの前半（以降、「Phase1」）と、2026年度～2030年度までの後半（以降、「Phase2」）とに分割し、Phase1は国内外における既存受託事業での安定的な収益の確保とPhase2に向けて継続的にデジタルプロダクト&サービスを生み出す仕組みの構築を目的として、「成長基盤の醸成」「高収益化」「コーポレート機能の見直し、発展」の3つの戦略を中心に取り組んでまいりました。2025年までに新規事業立ち上げに向けた仕組みやビジネス基盤の構築、共創の推進については、一定の成果を得ることができました。特にプロダクト&サービスは、売上が目標の50億円を大きく超える80億円以上となり、Phase2に向けた事業成長の土台が整いつつあります。また、必要な事業投資・人的投資についても、概ね計画通りに実施しております。さらに、高収益化戦略の一環として進めてきた海外における不採算事業の整理および再編を完了し、収益性の改善が進みました。一方で、既存の受託事業においては当初見込んでいた成長が限定的となり、新規事業についても立ち上げに必要な基盤構築は進んだものの、グループ全体として収益貢献を実現するまでには一定の期間を要する見込みとなっております。加えて、重点施策として掲げていたM&Aにつきましては、7件を実行したものの、目標とした投資規模との整合性や魅力的な案件の発掘という点で課題が残りました。その結果、最終年度に目標としていた売上高580億円、調整後EBITDA55億円の達成には至りませんでした。

近年、生成AIをはじめとするAI技術は急速な進展を遂げ、CAC Vision 2030策定時の想定を大幅に上回る環境変化が生じています。これに伴い、ユーザー主体の内製化が進展する可能性が高まり、顧客ニーズにも構造的な変化が生まれています。このような状況下においては、AI技術の加速度的発展を前提とした経営判断が不可欠であり、既存事業を維持したポートフォリオへの依存は潜在的なリスクとなり得るものと認識しております。

こうした認識に基づき、Phase2と位置付ける2026年から2030年にかけて、当社グループは事業ポートフォリオの多様化をより一層推進し、CAC Vision 2030 が掲げる「社会課題の解決」につながる事業構造への転換を図ってまいります。具体的には、AI Transformation、新規事業の創出・発展、M&Aの実行等を通じて、従来の「顧客のIT課題の解決」を中心とする事業から、「顧客の事業運営、業界、さらには社会が抱える課題の解決」に資する事業への転換を進め、販売チャネルの拡大および事業領域の多角化による成長を目指します。

また、今後も不確実性の高い経営環境が継続することが見込まれることから、迅速かつ柔軟な対応を可能とする機動的な経営体制と意思決定を優先してまいります。この方針に基づき、中長期的な取り組みについては方向性の提示にとどめます。

2026年12月期の重要な経営指標については、Phase1からの指標である売上高、調整後EBITDA、ROE、エクイティスプレッド、自己資本配当率（DOE）を継続します。

国内IT事業の受注環境は概ね前年並み、海外IT事業は微増を見込む一方、将来の成長に向けた人的投資や新規事業創出に向けた投資を継続することから2026年12月期の業績予想は、売上高が前年度比1.8%増の515億円、調整後EBITDAは同1.0%増の38億50百万円とします。

さらに当社は、中長期的な企業価値向上の指標として、「社会に対するポジティブなインパクト」と「時価総額」の相関に着目した独自指標「CAC Group Positive Index」を設定しました。同指標は、CACグループが事業活動を通じて社会に与えたインパクトを定量化したものであり、継続的なモニタリングと最大化を図ることで、中長期的な企業価値の向上につなげてまいります。

(単位：百万円)

		2025年度 実績	2026年度 予想	前年度比
売上高		50,588	51,500	921
調整後EBITDA		3,813	3,850	37
(対売上高)		7.5%	7.5%	0pt
ROE		9.0%	7.5%	△1.5pt
エクイティスプレッド		2.0%	0.5%	△1.5pt
年間配当		100円	100円	0円
DOE		4.8%	5.0%	0.2pt
参考値	減価償却	626	600	△25
	のれん償却	348	250	△98
	株式報酬等	258	80	△179
将来の予測が困難 なため、参考値と なります。	営業利益	2,580	2,600	20
	(対売上比)	5.1%	5.0%	△0.1pt
	当期利益	3,271	2,600	△671
(対売上比)	6.5%	5.0%	△1.5pt	

(5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社22社、持分法適用関連会社4社によって構成されており、国内IT事業、海外IT事業を主な事業としております。各事業における主な内容については次のとおりです。

<国内IT>

国内子会社におけるシステム構築サービス、システム運用管理サービス、人事BPOサービスなどの提供。

当事業における主な子会社：

株式会社シーエーシー、株式会社アークシステム

<海外IT>

海外子会社におけるシステム構築サービス、システム運用管理サービス、保守サービスなどの提供。

当事業における主な子会社：

CAC AMERICA CORPORATION、CAC EUROPE LIMITED、希亜思（上海）信息技术有限公司、Inspirisys Solutions Limited、PT Mitrais

(6) 主要な事業所及び工場 (2025年12月31日現在)

- | | |
|------------------------------|-----------|
| ① 当社の主要な事業所 | |
| 本社 | 東京都中央区 |
| ② 子会社の主要な事業所 | |
| 株式会社シーエーシー | 東京都中央区 |
| Inspirisys Solutions Limited | インド チェンナイ |
| PT Mitrais | インドネシア バリ |

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
4,764名	111名増

(注) 前連結会計年度末比111名増加しておりますが、主として、86名増は株式会社レコモットの子会社化に伴うもの、13名増は株式会社インキュリード・コンサルティングの子会社化に伴うものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
85名	48名増	41.2歳	11.5年

(注) 前事業年度末比48名増加しておりますが、主として、新規事業推進本部下に配置されていた「R&Dセンター部」及び株式会社シーエーシー内に設置しておりました「R&D本部」を廃止し、新たに当社に「R&D本部」を設置し、その直下に応用技術研究部並びに開発部を設置したことに伴うものです。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,000百万円
株式会社みずほ銀行	1,000百万円
株式会社りそな銀行	713百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の現況（2025年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 86,284,000株
- ② 発行済株式の総数 20,541,400株
- ③ 株主数 8,527名
- ④ 大株主の状況

株 主 名	持 株 数(千株)	持 株 比 率(%)
株式会社小学館	3,102	17.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,491	8.53
CAC社員持株会	526	3.01
株式会社三井住友銀行	484	2.77
光通信KK投資事業有限責任組合	426	2.44
住友不動産株式会社	395	2.26
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	370	2.12
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	356	2.04
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	316	1.81
株式会社巴コーポレーション	300	1.72

- (注) 1. 持株比率は自己株式(3,063,119株)を控除して計算しております。
 2. 当社は「株式給付信託(J-ESOP)」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が当社株式370,000株を保有しております。同信託E口が所有する当社株式につきましては、自己株式に含めておりません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりです。

区 分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	21,176株	3名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「2(3)④II 取締役及び監査役の報酬等」についての株主総会の決議に関する事項に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

「株式給付信託（J-ESOP）」

当社は、2023年2月14日開催の取締役会において、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、同年11月27日に信託契約を締結いたしました。

I 本制度導入の目的

当社は、当社の株価や当社グループの業績と、当社グループの従業員の処遇との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆さまと共有することにより株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的に、当社グループの従業員を主な対象として当社の株式を給付する本制度を導入することにつき決議いたしました。2030年における当社グループのあるべき姿として掲げております「CAC Vision 2030」の実現に向けては、当社従業員及びグループ会社の役員・従業員（以下「従業員等」といいます。）それぞれの高い挑戦意欲が重要であり、その成果に報いるインセンティブプランとして本制度を導入しております。

II 本制度の概要

本制度は、米国の ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社及びグループ会社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社及びグループ会社は、従業員等に対し当社グループの業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

Ⅲ 信託契約の内容

ア 名称：株式給付信託（J-ESOP）

イ 委託者：当社

ウ 受託者：みずほ信託銀行株式会社

（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）

エ 受益者：従業員等のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

オ 信託管理人：当社の従業員から選定

カ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）

キ 信託の目的：株式給付規程に基づき信託財産である当社株式を受益者に給付すること

ク 本信託契約の締結日：2023年11月27日

ケ 金銭を信託する日：2023年11月27日

コ 信託の期間：2023年11月27日から2026年3月31日まで

（ただし、信託終了日より1か月以上前に委託者又は受託者から書面による特段の申し出がない場合は、当該信託期間は、さらに1年間延長されるものとし、以後同様とします。）

サ 処分する株式の種類及び数：普通株式370,000株

シ 処分価額：1株につき金1,753円

ス 処分総額：648,610,000円

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年12月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西森良太	株式会社シーエーシー取締役会長
取締役会長	酒匂明彦	全国情報サービス産業企業年金基金理事長
取締役兼執行役員	佐別當宏友	コアICT担当 株式会社シーエーシー代表取締役社長
取締役	松尾美香	アサヒグループホールディングス株式会社顧問 株式会社船場社外取締役 監査等委員 マニユライフ生命保険株式会社社外取締役 株式会社セブン銀行社外取締役
取締役	大槻友紀	東京ビジネスサービス株式会社専属産業医 株式会社Medical Perch代表取締役
取締役	渡邊龍男	株式会社ワイヤレスゲート社外取締役 監査等委員 株式会社インターネットインフィニティー監査役 株式会社オールアバウト社外取締役 監査等委員 株式会社セルム社外取締役 監査等委員
取締役	原田達也	東京大学 先端科学技術研究センター教授 理化学研究所 理事長補佐及び革新知能統合研究センター チームディレクター 国立情報学研究所 医療ビッグデータ研究センター客員教授
常勤監査役	川真田一幾	株式会社シーエーシー監査役
常勤監査役	丹野伸寿	株式会社シーエーシー監査役
監査役	本多広和	阿部・井窪・片山法律事務所パートナー(弁護士)
監査役	石野雄一	株式会社オントラック代表取締役

- (注) 1. 取締役松尾美香氏、取締役大槻友紀氏、取締役渡邊龍男氏及び取締役原田達也氏は、社外取締役であります。
2. 監査役本多広和氏及び監査役石野雄一氏は、社外監査役であります。
3. 監査役石野雄一氏は、財務コンサルティング業務を通じて培われた幅広い経験、見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役松尾美香氏、取締役大槻友紀氏、取締役渡邊龍男氏、取締役原田達也氏、監査役本多広和氏及び監査役石野雄一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金が填補されます。

ただし、被保険者の故意又は重過失に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。当該保険の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役及び執行役員並びに当社子会社の取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

I 役員個人の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

i 2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は以下のとおりです。

ア 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

イ 社外取締役を除く取締役の報酬等の額については、月例で支給される基本報酬、毎年一定の時期に賞与として支給される業績連動報酬及び株式報酬により構成されます。基本報酬及び業績連動報酬は現金報酬とし、その額については、取締役等の報酬に関する妥当性を審議するため設置された社外役員を委員長とする報酬委員会における年次計画の達成率等を総合的に勘案した諮問の結果を踏まえ、取締役会からの一任により代表取締役社長が上記株主総会で決議された報酬限度額内で決定しております。

また、株式報酬の額については報酬委員会で算定された各取締役の基本報酬及び予定業績連動報酬額に一定の係数を乗じた額を、次項に記載の株主総会で決議された報酬限度額内で取締役会の決議により決定しております。

なお、業績が目標に対して100%の達成率であったと仮定した場合、金銭報酬（基本報酬及び業績連動報酬）と株式報酬の割合は概ね3対1の比率とし、金銭報酬における基本報酬及び業績連動報酬の割合は2対1の比率とし、その結果、基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬の割合は2対1対1となるよう設計しております。

業績連動報酬を算定する指標は、当年業績（連結売上高、調整後EBITDAの公表値に対する決算値）、任命業務の評価、エクイティスプレッド（ROE－株主資本コスト）としており、当該指標を選択した理由は短期及び中長期的な視点での貢献度合いを評価するためです。

ウ 社外取締役については、その役割に応じた水準の基本報酬のみとし、業績連動報酬及び株式報酬は支給いたしません。

ii 監査役の報酬等の額については、基本報酬のみで構成されており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により各監査役の常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況を総合的に勘案し、各監査役の報酬等を決定しております。

II 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役については、2006年3月30日開催の第40回定時株主総会において年額2億400万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。同決議の対象となる取締役の員数は8名）と、決議しております。また、2019年3月27日開催の第53回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権として年額500万円以内（ただし、社外取締役は除く。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。同決議の対象となる取締役の員数は2名）と、決議しております。

なお、2008年3月27日開催の第42回定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、制度廃止時の要支給額を打切り支給すること、また、贈呈の時期は、各取締役及び各監査役の退任時とする旨を併せて決議しております（ただし、社外取締役及び社外監査役は除く）。

監査役については、2022年3月29日開催の第56回定時株主総会において年額960万円以内と、決議しております（同決議の対象となる監査役の員数は4名）。

III 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長西森良太が取締役の個人別の報酬の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、上述のとおり、報酬委員会において取締役の個人別の基本報酬及び業績連動報酬に関する審議を行い、その答申を踏まえた取締役会で代表取締役社長への一任決議に基づき、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

これらの権限を委任した理由は、グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うのに最も適しているのが代表取締役社長であるからです。

なお、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、上述のとおり報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多面的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されております。そのため、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

Ⅳ 当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うと取締役会が判断した理由

当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容は、報酬委員会が、上記基本方針及び報酬内容を踏まえて多面的に審議した上で、取締役会に答申し、取締役会又は取締役会から委任を受けた代表取締役社長が、当該答申を尊重して取締役の個人別の報酬額等を決定しているものです。そのため、取締役会は、当事業年度における取締役の個人別の報酬の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当事業年度における当社の取締役等の報酬等の額の決定過程における取締役会及び報酬委員会の活動は、報酬委員会において基本報酬及び業績連動報酬に関する審議をそれぞれ4回行い、その答申を踏まえた取締役会で代表取締役社長への一任決議を1回行っております。

Ⅴ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役	162	97	22	43	8
(うち社外取締役)	(23)	(23)	(-)	(-)	(4)
監 査 役	48	48	-	-	5
(うち社外監査役)	(12)	(12)	(-)	(-)	(2)
合 計	211	145	22	43	13

- (注) 1. 取締役の支給人員には、当事業年度中に退任した1名を含んでおります。
 2. 監査役の支給人員には、当事業年度中に退任した1名を含んでおります。
 3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 4. 上記業績連動報酬等は、当事業年度に係る役員賞与の支給見込額であります。なお、業績連動報酬を算定する指標は、当年業績（連結売上高、調整後EBITDAの公表値に対する決算値）、任命業務の評価、エクイティスプレッド（ROE－株主資本コスト）としております。当年業績等の実績は「1(2)財産及び損益の状況」等に記載のとおりであり、それぞれ基準値を上回ったと評価しております。
 5. 上記非金銭報酬等は、当事業年度における譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。当該株式報酬の内容は「2(3)④Ⅱ取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」、その交付状況は「2(1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

⑤ 社外役員に関する事項

I 取締役 松尾美香氏

i 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

アサヒグループホールディングス株式会社の顧問、株式会社船場の社外取締役 監査等委員、マニユライフ生命保険株式会社の社外取締役及び株式会社セブン銀行の社外取締役を兼務しております。いずれの会社とも特別の関係はありません。

ii 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席し、主に人事部門を担当する経営者としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べております。

また、指名委員会には委員長として出席し、客観的な立場から議論に参加し、役員選任プロセスの透明性確保に貢献しております。

II 取締役 大槻友紀氏

i 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

東京ビジネスサービス株式会社の専属産業医及び株式会社Medical Perchの代表取締役を兼務しております。いずれの会社とも特別の関係はありません。

ii 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席し、職場環境の整備、メンタルヘルス対策等に関する経験を有する産業医としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べております。

また、サステナビリティ経営委員会のアドバイザーとして客観的な立場から議論に参加し、サステナビリティ経営の推進に貢献しております。

III 取締役 渡邊龍男氏

i 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社ワイヤレスゲートの社外取締役 監査等委員、株式会社インターネットインフィニティーの監査役、株式会社オールアバウトの社外取締役 監査等委員、及び株式会社セルムの社外取締役 監査等委員を兼務しております。いずれの会社とも特別の関係はありません。

ii 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席し、企業経営等の経験を豊富に有する経営者としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べております。

また、報酬委員会に出席し、客観的な立場から議論に参加し、役員報酬の決定プロセスの透明性確保に貢献しております。

IV 取締役 原田達也氏

i 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

東京大学の先端科学技術研究センター教授、理化学研究所の理事長補佐及び革新知能統合研究センター チームディレクター並びに国立情報学研究所の医療ビッグデータ研究センター客員教授を兼務しております。いずれとも特別の関係はありません。

ii 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席し、主に先端技術の専門家の見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べております。

また、先端技術委員会に出席し、客観的な立場から議論に参加し、AI技術を活用したビジネスモデルの議論の推進に貢献しております。

V 監査役 本多広和氏

i 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

阿部・井窪・片山法律事務所のパートナー(弁護士)を兼務しております。同事務所との特別の関係はありません。

ii 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席し、主に弁護士としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べております。

また、当事業年度に開催された監査役会19回のうち19回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

さらに、指名委員会に出席し、客観的な立場から議論に参加し、役員選任プロセスの透明性確保に貢献しております。

VI 監査役 石野雄一氏

i 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社オントラックの代表取締役を兼務しております。同社とは特別の関係はありません。

ii 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席し、主に経営者及び財務コンサルティングの専門家としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べております。

また、当事業年度に開催された監査役会19回のうち18回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

さらに、報酬委員会に委員長として出席し、客観的な立場から議論に参加し、役員報酬の決定プロセスの透明性確保に貢献しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	52百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意をしております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の主な子会社のうち、Inspirisys Solutions Limitedほか5社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
当社は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役会が、会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人の継続監査年数などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。

なお、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会議案の内容は、監査役会が決定いたします。

(5) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合において、当社の財務及び事業の方針の決定が不適切な買収により支配されることを防止することが企業価値の向上に資することになるとの観点から、「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」を導入しております。本対応方針は、2023年3月29日開催の第57回定時株主総会決議に基づいて更新しており、その有効期間は本年3月26日開催予定の当社第60回定時株主総会終結の時までとなっております。詳細につきましては当社ホームページをご覧ください。

(<https://www.cac-holdings.com/ir/soukai.html>)

なお、本年2月24日開催の取締役会において、本年3月26日開催予定の当社第60回定時株主総会における株主の皆さまの承認を条件として「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」を更新することを決定しました。詳細は株主総会参考書類の第3号議案「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の更新の件」をご参照ください。

① 本対応方針に関する基本方針

当社グループは情報化戦略の立案、システム構築、システム運用管理などのITサービスを主たる事業としており、顧客企業各々の情報システムのニーズに適合したサービスを継続的に提供しております。その結果、特定の企業及びその業界において多くの業務経験を積み、特有の業務知識・ノウハウを習得したことで、顧客企業から高い評価をいただき、顧客企業との信頼関係を維持しております。そのことこそが、同業他社との競争において、当社グループの重要な強みとなっており、同時に当社グループの企業価値の源泉となっていると認識しております。したがって、各顧客企業と当社との取引関係についての十分な理解なくして、当社グループの企業価値や買付提案の妥当性を判断するのは容易でない場合があります。

大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には株主の皆さまのご判断に委ねられるべき事項と考えますが、そのためには当該買付者及び当社取締役会の双方から、上記のような事業の背景を踏まえた今後の経営方針、事業計画に加え、特に顧客あるいは業界という観点からの今後の営業方針・政策などについての適切かつ十分な情報が株主の皆さまに提供されることが必要不可欠であります。

また、大規模買付行為によって株主の皆さまが不測の不利益を被ることを防止するとともに、株主の皆さまの利益のために、当社取締役会が、当該買付者に対して買付提案の改善を要求する、あるいは場合によっては当社取締役会が代替案を提示するためのルール（大規模買付ルール）が必要であると考えております。

当社はこのような基本的な考え方のもとで、本対応方針を導入しております。

② 本対応方針の概要

当該買付者には、大規模買付行為の実施前に、株主の皆さま及び当社取締役会の判断のために十分な情報の提供を求めるものとします。

当社取締役会は、必要情報の全てを受領後、一定の期間内に大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表いたします。

当該買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は、たとえ大規模買付ルールが遵守されても大規模買付行為が株主の皆さまの利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合は、当社取締役会は株主の皆さまの利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当てやその他適法かつ相当な対抗措置のうち、当社取締役会が適切と判断する対抗措置をとることができるものとし、後者の場合においては、当社取締役会は、対抗措置を発動するに際し、特別委員会が株主意思の確認を得るべき旨を勧告した場合又は当社取締役会が株主意思の確認を得るべきと判断した場合には、株主総会を招集し、対抗措置に関する当社株主の皆さまの意思を確認することができるものとし、当社取締役会は、かかる株主意思確認のための株主総会の決議に従うものとし、当該株主総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が否決された場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。株主意思の確認を求める場合、当該買付者は、当社株主の皆さまの意思を確認し、当社による対抗措置の発動・不発動が決定されるまで、大規模買付行為は開始しないものとし、

なお、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を避けるために、当社取締役会は、当該買付者に対する対抗措置をとるか否か及び対抗措置の停止その他重要な判断について、社外取締役、社外監査役並びに必要に応じて選任される社外有識者で構成される特別委員会の勧告を必ず取得するものとし、当該勧告を最大限尊重するものとし、

当社取締役会が大規模買付行為に対して対抗措置を講じることを決定した場合は、法令及び証券取引所規則等に則って適時適切な開示を行い、また、当該買付者以外の株主、投資者に不利益を与えることのないよう適切な手続を実施します。

以上のとおり、本対応方針は当社株式の大規模買付行為に対し、株主の皆さまが判断するのに必要な情報と時間を確保するためのルールを設定し、当該買付者がこのルールを遵守しない場合や大規模買付行為が株主の皆さまの利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合などに対抗措置を講ずることを定めたものでありますので、株主の皆さまの共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を重要な経営課題と位置付けており、本中期経営計画期間(2022年12月期～2025年12月期)の2年目以降においては株主還元の姿勢をより明確にするため、配当金額は自己資本配当率(DOE)5%水準を目指すことを基本方針とし、各期の業績や経済情勢も勘案しながら決定してまいります。

なお、当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	28,183	流動負債	13,530
現金及び預金	11,769	支払手形及び買掛金	3,317
受取手形、売掛金及び契約資産	10,224	短期借入金	1,000
有価証券	4,465	1年内償還予定の社債	10
商品	50	1年内返済予定の長期借入金	86
仕掛品	179	リース債務	92
貯蔵品	6	未払費用	1,881
前払費用	1,337	未払法人税等	1,778
その他	567	未払消費税等	662
貸倒引当金	△417	賞与引当金	951
固定資産	25,536	株式給付引当金	337
(有形固定資産)	1,705	その他	3,413
建物及び構築物	1,118	固定負債	4,376
機械装置及び運搬具	86	長期借入金	1,627
土地	171	リース債務	117
その他	330	退職給付に係る負債	666
(無形固定資産)	5,720	資産除去債務	318
ソフトウェア	455	繰延税金負債	1,462
のれん	4,854	その他	184
顧客関連資産	301	負債合計	17,907
その他	109	純資産の部	
(投資その他の資産)	18,109	株主資本	27,947
投資有価証券	15,812	資本金	3,702
長期前払費用	191	資本剰余金	3,579
差入保証金	780	利益剰余金	25,007
繰延税金資産	799	自己株式	△4,341
その他	528	その他の包括利益累計額	7,283
貸倒引当金	△3	その他有価証券評価差額金	4,948
繰延資産	0	為替換算調整勘定	1,383
		退職給付に係る調整累計額	950
		非支配株主持分	581
資産合計	53,719	純資産合計	35,812
		負債・純資産合計	53,719

連結損益計算書（2025年1月1日から2025年12月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		50,588
売上原価		37,264
売上総利益		13,323
販売費及び一般管理費		10,742
営業利益		2,580
営業外収益		
受取利息・配当金	150	
その他	401	551
営業外費用		
支払利息	33	
その他	706	740
経常利益		2,392
特別利益		
投資有価証券売却益	4,942	
関係会社株式売却益	280	
その他	7	5,230
特別損失		
減損損失	1,200	
投資有価証券売却損	28	
特定プロジェクト対策損失	524	
その他	87	1,840
税金等調整前当期純利益		5,782
法人税、住民税及び事業税	2,713	
法人税等調整額	△469	2,243
当期純利益		3,538
非支配株主に帰属する当期純利益		267
親会社株主に帰属する当期純利益		3,271

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	9,037	流動負債	2,858
現金及び預金	1,541	短期借入金	1,262
売掛金	37	1年内返済予定の長期借入金	86
有価証券	3,000	未払金	35
前払費用	67	未払費用	310
1年内回収予定の長期貸付金	4,295	未払法人税等	750
未収消費税等	29	預り金	11
その他	65	賞与引当金	45
固定資産	25,127	株式給付引当金	337
(有形固定資産)	186	その他	20
建物	158	固定負債	1,901
器具及び備品	27	長期借入金	1,627
(無形固定資産)	0	長期未払金	8
ソフトウェア	0	資産除去債務	43
(投資その他の資産)	24,941	繰延税金負債	160
投資有価証券	10,079	その他	61
関係会社株式	9,214	負債合計	4,760
関係会社出資金	1,882	純資産の部	
長期貸付金	3,211	株主資本	25,156
長期前払費用	33	資本金	3,702
差入保証金	471	資本剰余金	4,313
その他	49	資本準備金	3,953
貸倒引当金	△1	その他資本剰余金	359
		利益剰余金	21,482
		利益準備金	79
		その他利益剰余金	21,402
		別途積立金	9,614
		繰越利益剰余金	11,788
		自己株式	△4,341
		評価・換算差額等	4,249
		その他有価証券評価差額金	4,249
資産合計	34,165	純資産合計	29,405
		負債・純資産合計	34,165

損益計算書 (2025年1月1日から2025年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		3,639
営業費用		2,372
営業利益		1,267
営業外収益		
受取利息・配当金	180	
その他	51	231
営業外費用		
支払利息	32	
その他	471	503
経常利益		996
特別利益		
投資有価証券売却益	4,942	
その他	4	4,947
特別損失		
投資有価証券売却損	28	
固定資産売却損	14	
関係会社整理損	89	132
税引前当期純利益		5,811
法人税、住民税及び事業税	948	
法人税等調整額	△65	882
当期純利益		4,928

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

株式会社CAC Holdings
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 桐川 聡
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 渡部興市郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社CAC Holdingsの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社CAC Holdings及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月19日

株式会社CAC Holdings
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 桐川 聡
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 渡部 興市郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社CAC Holdingsの2025年1月1日から2025年12月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、当期の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、当期の監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月19日

株 式 会 社	CAC Holdings	監 査 役 会
	常勤監査役	川真田 一 幾 ㊟
	常勤監査役	丹 野 伸 寿 ㊟
	社外監査役	本 多 広 和 ㊟
	社外監査役	石 野 雄 一 ㊟

以 上

